

令和6年7月吉日

群馬県立吾妻特別支援学校同窓会員 様

群馬県立吾妻特別支援学校同窓会事務局

群馬県立吾妻特別支援学校同窓会会則 改正について

平素より同窓会活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、同窓会事務局（以後事務局）において、令和5年度末に同窓会会則の見直しを行いました。現在の同窓会の運営にあたり相当しない条項の加除修正を行い、改正案として作成しました。そして令和6年7月20日（土）に開催されました令和6年度同窓会定期総会にて、改正案の了承をいただきました。

今回の改正案では、特に「群馬県立吾妻特別支援学校同窓会 運営に関する細則『第9条の3 母校の発展に関する諸事業』」の周年事業への寄付金に関して、同窓会運営上削除をさせていただきました。

また、「群馬県立吾妻特別支援学校同窓会 運営に関する細則『第9条の4 会員への各事業に関する通知について』」につきまして、通信費の削減も含めまして、インターネットを活用させていただくこととなりました。出欠席や会報など御不便をおかけすることもあります。御理解のほど宜しく御願います。

今回は、総会です承いただいた改正案の「案」を消して、同窓会HPに載せました。下線の付いた条項は改正の箇所、二重線による文言は削除した箇所、赤字によるものは追加修正の箇所となります。なお、御意見等ある場合には事務局まで御連絡ください。

なお、改正日につきましては、了承いただいた7月20日とさせていただきます。重ねまして、宜しく御願います。

群馬県立吾妻特別支援学校同窓会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会を群馬県立吾妻特別支援学校同窓会と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦と本会の発展を目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局を群馬県立吾妻特別支援学校高等部に置く。

第2章 組織

第4条（会員）

本会の会員を次のとおりとする。

- 1 正会員 本校高等部の卒業生で入会を希望する者
- 2 賛助会員 本校の現旧職員のうち、本会の事業について、~~運営~~協力をする者

第5条（役員）

本会の役員を次のとおりとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 書記 2名※副会長と兼務も可とする。
(本校の職員1名を含む)
- 4 会計 2名(本校の職員1名を含む)
- 5 監査 2名(本校の職員1名を含む)
- 6 顧問 1名(校長)

第6条（役員選出）

役員を選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長は正会員中より総会において選出する。
- 2 副会長は正会員中より総会において選出する。
- 3 書記、会計、監査は会長の推薦により総会の承認を得る。
- 4 顧問は~~学校長、前会長、及びこの会の関係者で、特に会長が推薦した者とする。~~

第7条（運営）

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会議を招集し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は会の記録、文書の収発、書類等の保管、及びその他の庶務を担当する。
- 4 会計は本会の会計事務を担当する。
- 5 監査は会計事務を監査する。
- 6 顧問は本会運営上の諮問に応ずる。

第8条（任期）

役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。

第3章 事業

第9条（事業）

本会の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 会員名簿の作成
- 2 会員相互の親睦・向上を図る諸事業
- 3 母校の発展に関する諸事業

第4章 会議

第10条（会議）

本会の会議は定期総会、臨時総会、役員会からなる。

第11条（定期総会）

定期総会は年1回開催し、次の事項を審議・決定する。

- 1 事業計画、予算案
- 2 事業報告、決算報告
- 3 役員を選任
- 4 会則の変更
- 5 その他の重要事項

第12条（臨時総会）

臨時総会は必要に応じて開催する。

第13条（役員会）

役員会は第5条に規定する役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

役員会は、総会の議案、総会より付託された事項、その他会の運営並びに活動に関する事項を審議・決定する。

第14条（議事）

すべての会議の議事は、出席した正会員の過半数をもって決定する。

第5章 会計

第15条（経費）

本会の運営の経費は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第16条（会費）

本会の会費は正会員から終身会費として、5,000円を徴収する。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

第18条（細則）

この会則に必要な細則は別に定める。

第19条（施行）

この会則は令和3年3月1日より施行する。

この会則は令和6年7月20日より施行する。

※会則改正

○令和6年7月20日改正

第3条 事務局（内容を訂正）

第4条 会員（内容を訂正）

第6条 役員選出（内容を訂正）

群馬県立吾妻特別支援学校同窓会 運営に関する細則

(細則の目的)

同窓会事業を円滑に運営していくために、必要な細則を定める。

(第4条の2 賛助会員について)

- 同窓会運営補助として、~~終身会費が必要になった場合、一口~~1,000円を出資してもらい、その出資金は、同窓会会計に組み込むこととする。
- 賛助会員の呼びかけについては、同窓会費の必要に応じて募るものとする。
- ~~○年度当初に賛助会員募集の呼びかけをし、募るものとする。なお、年度途中でも、申し出があれば、新たに賛助会員になることができる。~~
- ~~○経費のかかる事業に参加する場合は、賛助会員の経費のおよそ半額を目安として同窓会会計より補助する。~~
- ~~○本校から転出・退職した賛助会員については、4年をめぐりに同窓会事業等の案内を送付することを原則とする。それ以降は、賛助会員からの問い合わせ等で対応するものとする。但し、案内送付について、賛助会員からの申し出があれば、送付しないこともできる。~~
- 各事業について、運営及び協力をする。

(第9条の1 会員名簿について)

- 同窓会事務局からの文書発送・連絡調整のために会員名簿を作成するが、本会の運営以外の目的で使用することを禁ずる。
- 個人情報保護の点から、会員名簿は、個々の会員には送付しない。また、会員からの問い合わせについても、直接、情報提供をしないものとする。

(第9条の2 会員相互の親睦・向上を図る諸事業について)

- 各事業に対して、事業費を補助する。

(第9条の3 母校の発展に関する諸事業)

- ~~○周年事業が催される場合、その規模と内容に応じて、同窓会会計から、母校に寄付金を贈呈する。~~
- 周年事業を行うにあたり、要請があれば、可能な範囲で、同窓会として事業に具体的な参画をする。

(第9条の4 会員への各事業に関する通知について)

- 同窓会主催の各事業、学校行事に関する通知を全正会員に送付する。同時に吾妻特別支援学校ホームページ上で通知する。
- 同窓会主催の各事業、学校行事への参加の有無については、インターネットを利用したアンケート方式で行う。
- 同窓会総会の欠席者に対する資料、同窓会会報については、吾妻特別支援学校ホームページ上で公開する。なお、個人情報保護のため、個人の名前は掲載しない。また、写真の掲載については入会時に掲載の承認を確認する。
- 卒業から5年が経過した正会員については、同窓会事業等案内送付の意思確認を行い、中止の申し出があった場合は送付を中止する。但し、送付再開の申し出があった場合にはその限りではない。

附則

- 1 この細則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和6年7月20日から施行する。

※細則改正

○令和6年7月20日改正

第4条の2 賛助会員について（内容を追加・訂正）

第9条の3 母校の発展に関する諸事業（内容を訂正）

第9条の4 会員への各事業に関する通知について（内容の追加）

群馬県立吾妻支援学校同窓会 会計細則

（趣旨）

第1条 群馬県立吾妻特別支援学校同窓会（以下「本会」という。）会則（以下「同窓会会則」という。）第5章会計（第15条から17条）について、同窓会会則18条に基づき事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（会計処理の原則）

第2条 すべて事務は決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはいけない。

（決裁責任者）

第3条 群馬県立吾妻特別支援学校同窓会会計（以下「本会計」という。）における決裁責任者は会長とする。

ただし、会長から権限の委任を受けた者は、その事務については会長に代わって決裁責任者となる。

~~（特別会計）~~

~~第4条 本会計に、次の各号の目的実現のため特別会計を置く。~~

~~(1) 本会の実施する周年事業の実施。~~

~~(2) 本会の実施する特別な行事の実施。~~

~~(3) 本会の円滑な運営のため、特別に必要とされる経費の負担。~~

~~(4) 本会の事業実施のための一般会計への補填。~~

~~第5条 特別会計は、寄付金又は本会計の一般会計からの繰入金を収入とする。~~

（監査）

~~第6条 本会計の決裁責任者は事務処理について監査を受けなければならない。~~

4

附則

1 この細則は、令和3年3月1日から施行する。

2 この細則は、令和6年7月20日から施行する。

※細則改正

○令和6年7月 日改正

第4条 第5条 特別会計（内容の削除）

第6条 監査 → 第4条 監査

群馬県立吾妻特別支援学校同窓会会長の権限に関わる委任規定

（趣旨）

第1条 群馬県立吾妻特別支援学校同窓会（以下「本会」という。）の円滑な運営のため、事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（校長に委任する事務）

第2条 群馬県立吾妻特別支援学校同窓会会長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事務を除き、運営及び会計にかかる事務を群馬県立吾妻特別支援学校校長（以下「校長」という。）へ委任する。

~~1~~ 総会の議決を得るべき会則の変更について、議案を決定すること。

~~2~~ ~~1件30万円を超える支出事務の決定を行うこと。~~

第3条 校長は、会長から委任された事務について、緊急やむを得ない事情があるときは、群馬県立吾妻特別支援学校職員から指定した者に臨時に代理させることができる。

附則

1 この規定は、令和3年3月1日から施行する。

2 この規定は、令和6年7月20日から施行する。

※規定改正

○令和6年7月20日改正

第2条 校長に委任する事務（内容の訂正）